

令和3年9月6日現在

武道行事開催時における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン

公益財団法人日本武道館
振興部普及課

1. はじめに

本ガイドラインは武道行事開催時に主催者が実施する必要があると思われる対応を、共有するため作成したものである。個々の武道行事については、主催者が「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン [(公財)日本スポーツ協会]」および関連する競技団体の定めるガイドライン等を遵守した上で独自のガイドラインを作成し、それに基づき開催するものとする。

なお、本ガイドラインは、公的機関の今後の対処方針変更や感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行う。

2. 主催者が遵守する事項

2.1 全般的な事項

- ①主催者は、決定または策定したガイドラインや対策を日本武道館武道行事施設利用申込時に当財団へ提出のうえ、選手、観客、関係者等に周知すること。
- ②主催者は感染防止のため、『主催者が対応すべき事項』や『選手、観客、関係者等が遵守すべき事項』をあらかじめ整理し、適切な場所に掲示または印刷物にして配布する方法により選手、観客、関係者等に周知すること。
- ③武道行事当日は、各事項が遵守されているか場内を定期的に巡回・確認すること。
- ④障がい者や高齢者等の選手、観客、関係者等の特性に配慮すること。
- ⑤万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、武道行事当日に選手、観客、関係者等より次の事項について提出を求め、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと。なお、団体ごとに受け付ける場合は、団体の代表者が団体構成員の以下の情報を取りまとめて保管し、団体代表者連絡先を提出することで、団体構成員の以下の情報を提出したものとする。
 - ア 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）
 - イ 当日の体温(受付時または入館時の検温で対応することが望ましい)
 - ウ 武道行事前2週間における以下の事項の有無
 - (1) 平熱を超える発熱
 - (2) 咳、のどの痛みなど風邪の症状

- (3) だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - (4) 嗅覚や味覚の異常
 - (5) 体が重く感じる、疲れやすい等
 - (6) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - (7) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (8) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ⑥選手、観客、関係者等同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。
- ⑦入退館時の密集回避（時間差入館等）を行うこと。
- ⑧選手等と観客が武道行事の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。

2.2 開催前

主催者は開催前に次の対応をとること。

2.2.1 公的機関への事前確認

- ①主催者は東京都の方針に従うこと。
- ア 東京都が特定警戒地域に指定された場合
 - ・東京都からの自粛要請等に基づき対応すること。
 - イ 東京都が特定警戒地域に指定されない場合
 - ・東京都からの使用制限の要請等に基づき対応すること。
- ②全国的な移動を伴う武道行事又は選手、観客、関係者等の合計人数が 1,000 人を超える場合には、開催要件等について、東京都に事前相談をすること。
- ③武道行事当日または終了後に、選手、観客、関係者等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合の対応方針について、東京都の衛生部局とあらかじめ検討すること。なお、感染拡大の兆候や武道行事におけるクラスターの発生があった場合は、無観客化、中止等の対応をとること。

2.2.2 選手・観客・関係者等に対する周知

主催者は選手、観客、関係者等に対して次の事項を武道行事实施前の募集時や会議等にて書面または口頭で、武道行事当日には場内放送や掲示等の方法により繰り返し周知をすること。

- ①以下の事項に該当する場合は、自主的に来館を見合わせること。
- ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②入館時の検温を行い、有症状者の入館を確実に防止する措置を講じること。
 - ③マスクを着用すること（参加受付時から退館時まで）
 - ④厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること。
 - ⑤こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
 - ⑥他の選手、観客、関係者等との距離（できるだけ 2 mを目安に（最低 1 m））を確保すること。
 - ⑦大声での声援を送らないこと。
 - ⑧感染防止のために主催者が決めた措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
 - ⑨武道行事終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
 - ⑩武道行事の前後の会議、集会において、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策を講じること。
 - ⑪公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用すること。
 - ⑫万が一感染が発生した場合に備え、氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）等の個人情報の提出を求め、保存期間（少なくとも 1 月以上）を定めて保存すること。
なお、保健所への個人情報の提供等の個人情報の用途についても周知すること。
 - ⑬選手はタオルや用具等を他人と共用しないこと。
 - ⑭飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにすること。
 - ⑮周知事項を遵守できない当日来館者には、他の来館者の安全を確保する観点から武道行事への参加取消しや途中退場を求めることがあること。

2.3 開催当日

主催者は武道行事当日に次の対応をとること。

2.3.1 受付時

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないように、注意を促すこと。特に、全国的又は大規模な武道行事を開催する場合は、入館時の検温を行い、有症状者の入館を確実に防止する措置を講じること。
- ③人と人が対面する場所は、難燃性、不燃性、防災製品であるアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④選手、観客、関係者等が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

- ⑤受付を行う係員には、マスクを着用させること。
- ⑥当日の受付のほか、事前の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

2.3.2 控室・観客席

- ①控室内に、手指消毒剤を設置すること。
- ②広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること。
- ③ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じること。
- ④複数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ⑤換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

2.3.3 大道場、中道場および小道場

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入館する人数を制限する等の措置を講じること。
- ③必要に応じて、アルコール等の手指消毒剤を設置すること。
- ④複数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ等）については、こまめに消毒すること。
- ⑤他の者と密になることを避けるように動線を設定すること。

2.3.4 廊下・ロビー

- ①他の者と密になることを避けるように動線を設定し、間隔を空けるなど必要な措置を講じること。
- ②廊下・ロビーに選手、観客、関係者が荷物を置くこと等、人が滞留し、密になることを防ぐために必要な措置を講じること。
- ③移動する場合は上履き、スリッパ等を着用すること。

2.3.5 洗面所(トイレ)

- ①複数の者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)をこまめに消毒すること。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。困難な場合はアルコール等の手指消毒剤を設置すること。
- ④「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤選手、観客、関係者等にマイタオルを持参することを求めるか、手洗い後に手を拭

くためのペーパータオル（使い捨て）等を用意すること。

⑥利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入館制限を行うこと。

⑦裸足で利用しないこと。

2.3.6 飲食物提供時

①飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

②飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

③飲食物を取り扱う係員にはマスクを着用させること。

④利用者が密な状態になるおそれがある場合は、飲食指定場所の入場制限を行うこと。

2.3.7 武道行事終了時

選手、観客、関係者等が使用したドアノブ、テーブル、椅子、座席等は消毒して原状復帰すること。

2.3.8 武道行事当日に感染が疑われる者が発生した場合

①大会医師・看護師の判断のもと、主催者が保健所等の関係公的機関に連絡・対応し、事後当財団へ報告すること。

②保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

③本館救護室とは別に、専用の一時的待機場所を設け、対応にあたること。

2.4 開催後

主催者は開催後に次の対応をとること。

2.4.1 情報管理

当日または事前に収集した選手、観客、関係者等の氏名及び緊急連絡先を基に、名簿を作成し、1月以上の期間保存するよう努めること。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じること。

2.4.2 感染者の対応

①武道行事開催後に感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

②感染が疑われる者の発生の事実および上記①の結果を、速やかに当財団へ報告すること。

3. 当財団の対応

当財団の施設貸出については東京都の方針に従う。

3.1 事務局の対応

3.1.1 日本武道館武道行事施設利用申込時の対応

当財団事務局は主催者に対して主催者の準拠するガイドラインおよびそれに基づく対策等の資料提出を求め、全国的な移動を伴う武道行事又は選手、観客、関係者等の合計人数が 1,000 人を超える場合には、武道行事主催者が東京都と開催要件等について事前相談し、承諾を得ていることを確認する。

3.1.2 武道行事当日の事務局職員の対応

- ①事務局職員が以下の事項に該当する場合は、勤務を見合わせる。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクまたはそれに準ずるものを持参し、着用する。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行う。
- ④関係者及び来場者との距離（できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m））を確保する。
- ⑤大きな声で会話等をしないようにする。
- ⑥感染防止のために事務局が定めたその他の措置を遵守し、その方針に従う。
- ⑦武道行事終了後、2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、当財団に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
- ⑧飲食は、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする。

3.2 施設設備の対応

- ①換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転し換気を行う。
- ②洗面所や手洗い場について「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。

4. 関係公的機関連絡先

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ①千代田保健所 | TEL:03-5211-8175 |
| ②東京都 発熱相談センター | TEL:03-5320-4592 |
| ③東京都 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 | TEL:0570-550571 |

5. 参考資料

- ① 「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和3年2月17日改訂) スポーツ庁
- ② 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和3年2月15日改訂)
(公財) 日本スポーツ協会・(公財) 日本障がい者スポーツ協会

6. 本ガイドラインは令和3年9月6日時点で得られている知見に基づき作成しており、今後の状況により逐次見直すことがあり得る。